

千葉市下水道指定排水設備工事業者の指定取消し等措置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、千葉市下水道排水設備工事業者の指定等に関する規則（昭和54年千葉市規則第5号。以下「規則」という。）の規定による指定の取消し等の措置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指定の取消し及び業務の停止)

第2条 市長は、千葉市下水道条例（昭和38年千葉市条例第16号。以下「条例」という。）第6条第1項に規定する指定排水設備工事業者（以下「指定排水設備工事業者」という。）、又は条例第6条第3項に規定する排水設備工事責任技術者（以下「排水設備工事責任技術者」という。）が、別表の各項に掲げる措置要件に該当するときは、同表に定める措置内容により、指定排水設備工事業者又は排水設備工事責任技術者に対し、指定の取消し、又は業務の停止（以下「処分」という。）を行うものとする。

なお、別表の措置要件4、5、7及び8に該当するときは、事実確認書（様式第1号）を徴するものとする。ただし、市長がやむを得ない特別な事由と認めた場合はこの限りではない。

2 指定排水設備工事業者又は排水設備工事責任技術者は、処分があったときは、条例第6条第1項の規定による排水設備等の新設等の工事を行ってはならない。ただし、現に排水設備新設等確認（変更）申請書（条例第5条に規定する確認を求める申請書をいう。）の確認がなされている場合は、この限りでない。

(処分に関する審査)

第3条 処分を行うに当たっては、規則第20条第1項に規定する千葉市下水道指定排水設備工事業者等審査委員会（以下「委員会」という。）の審査を経るものとする。

2 前項の審査に付するため、建設局下水道企画部下水道営業課長は、処分に当たっての事前手続（千葉市行政手続条例（平成7年千葉市条例第40号）第3章の規定による聴聞その他の手続をいう。）後速やかに処分案を作成し委員会の委員長に提出するものとする。

(処分の決定及び通知)

第4条 市長は、前条の審査を経て処分を決定したときは、指定排水設備工事業者に対しては、千葉市指定排水設備工事業者（指定取消し・業務停止）通知書（様式第2-1号）により、排水設備工事責任技術者に対しては、排水設備工事責任技術者業務停止通知書（様式第2-2号）により、それぞれ通知するものとする。

(処分に至らない場合の警告等)

第5条 市長は、処分を行わない場合において必要があると認めるときは、指定排水設備工事業者及び排水設備工事責任技術者に対し、書面による警告（様式第3号）を行うものとする。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、指定排水設備工事業者の指定取消し等の措置に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

措置要件	措置内容
<p>(指定排水設備工事業者に関する事項)</p> <p>●不正な指定申請 (規則第15条第2号)</p> <p>1 虚偽の指定申請書を提出し不正な手段により指定を受けたとき。</p> <p>●指定要件の欠如 (規則第15条第3号)</p> <p>2 規則第4条各号に規定する指定要件のうち次に掲げるものを欠くこととなったとき。</p> <p>(1) 千葉県の区域内に排水設備工事の事業を行う営業所(法人にあつては、商業登記された事業所。以下「営業所」という。)を有していない。</p> <p>(2) 選任した責任技術者を1名以上置いていない。</p> <p>(3) 排水設備工事に必要な設備及び機器工具を有していない。</p> <p>(4) 指定排水設備工事業者が拘禁刑以上の刑に処せられたとき。又、その執行が終わり、若しくはその執行を受けることがなくなつてから2年以上経過していないことが判明したとき</p> <p>(5) 指定排水設備工事業者が成年被後見人、被保佐人又は破産者の通知を受けたとき。</p> <p>●指定の辞退 (規則第13条第5号)</p> <p>3 指定排水設備工事業者辞退届が提出されたとき。</p> <p>●届出義務違反 (規則第15条第5号)</p> <p>4 規則第13条第1項各号に規定する届出事項のうち次に掲げることを怠つたとき。</p> <p>(1) 指定排水設備工事業者又は営業所の名称(商号)又は所在地変更の届出がないとき。</p> <p>(2) 代表者変更の届出がないとき。</p> <p>(3) 営業所譲渡の届出がないとき。</p> <p>(4) 責任技術者に異動があり届出がないとき。</p> <p>●義務違反 (規則第15条第4号及び第6号)</p> <p>5 規則第11条各号に規定する次の次項を遵守しなかつたとき。</p> <p>(1) 営業所に従業員が常置していなく、連絡がとれない状態のとき。</p> <p>(2) 排水設備工事の施工申し込みを請けた時に正当な理由が無いのに拒んだとき。</p> <p>(3) 排水設備工事契約の際に工事金額、工事期間及び必要な事項を明確に示していないとき。</p> <p>(4) 指定排水設備工事業者の名義を他人に貸与したとき。</p>	<p>指定の全部取消し</p> <p>(1) 指定の全部取消し</p> <p>(2) 指定の全部取消し</p> <p>(3) 指定の全部取消し</p> <p>(4) 指定の全部取消し</p> <p>(5) 指定の全部取消し</p> <p>辞退届を提出した営業所の指定の一部取消し</p> <p>各号いづれかに該当した場合 処分を決定した日から指定全部の業務停止20日間</p> <p>処分を決定した日から</p> <p>(1) 指定全部の業務停止30日間</p> <p>(2) 指定全部の業務停止30日間</p> <p>(3) 指定全部の業務停止30日間</p> <p>(4) 指定全部の業務停止30日間</p>

措 置 要 件	措 置 内 容
<p>(5) 排水設備工事を第三者に委託又は請け負わせたとき。</p> <p>(6) 指定排水設備工事業者が選任したの責任技術者の監理のないまま設計及び排水設備工事の施行を行ったとき</p> <p>(7) 排水設備工事において、誠実かつ迅速に行われていないと認められたとき。</p> <p>(8) 排水設備工事において、検査合格まで責任をもって施行していないと認められたとき。</p> <p>(9) 排水設備工事完了検査が不合格とされたときに、無償で補修し、又は改修されないとき。</p> <p>(10) 排水設備工事完了後、1年以内に生じた破損について無償で補修を行わないとき。</p> <p>(11) 市長からの請求に対し帳簿及び帳票等の提出がないとき。</p> <p>(12) 従業員の排水設備工事施行上の行為について指定排水設備工事業者が責任を負わないとき。</p> <p>(13) 指定排水設備工事業者が責任技術者の資格の貸与を受けて排水設備工事を行ったとき。</p>	<p>(5) 指定全部の業務停止 30 日間</p> <p>(6) 指定全部の業務停止 30 日間</p> <p>(7) 指定全部の業務停止 30 日間</p> <p>(8) 指定全部の業務停止 30 日間</p> <p>(9) 指定全部の業務停止 30 日間</p> <p>(10) 指定全部の業務停止 30 日間</p> <p>(11) 指定全部の業務停止 30 日間</p> <p>(12) 指定全部の業務停止 30 日間</p> <p>(13) 指定全部の業務停止 30 日間</p>
<p>●不適當な行為 (規則第 15 条第 7 号)</p> <p>6 次に掲げる不適當な行為があったとき。</p> <p>(1) 拘禁刑以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起されたとき。</p> <p>(2) 拘禁刑以上の刑、若しくは刑法(明治 40 年法律第 45 号)の規定による罰金刑を宣告されたとき。 (第 4 号に該当する場合は除く)</p> <p>(3) 指定排水設備工事業者が独占禁止法違反、談合及び競売入札妨害等により千葉市入札参加資格者名簿登録業者として処分を受けたとき。</p> <p>(4) 贈賄の容疑により逮捕され、又は、逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(5) その他の不適當な行為の措置内容は、「下水道指定排水設備工事業者等審査委員会」で審査する。</p>	<p>処分を決定した日から</p> <p>(1) 指定全部の業務停止 90 日間</p> <p>(2) 指定全部の業務停止 120 日間</p> <p>(3) 指定全部の業務停止 150 日間</p> <p>(4) 指定全部の業務停止 180 日間</p>
<p>●法令及び条例違反 (規則第 15 条第 1 号)</p> <p>7 次に掲げる違反行為があったとき。</p> <p>(1) 公共下水道に関する法令及び本市の条例に違反したとき(条例第 5 条に該当する場合を除く)</p> <p>(2) 条例第 5 条の規定による工事の確認を受けずに施行したとき。</p>	<p>処分を決定した日から</p> <p>(1) 指定全部の業務停止 60 日間</p> <p>(2) 1 回目：書面による警告 2：指定全部の業務停止 30 日間 3：指定全部の業務停止 60 日間 4：指定の全部取消し</p>

措 置 要 件	措 置 内 容
<p>(排水設備工事責任技術者に関する事項)</p> <p>●法令及び条例違反 (規則第18条第1号)</p> <p>8 次に掲げる違反行為があったとき。</p> <p>(1) 公共下水道に関する法令及び本市の条例に違反したとき (条例第5条に該当する場合を除く)</p> <p>(2) 条例第5条の規定による工事の確認を受けずに施行したとき。</p> <p>●拘禁刑以上の刑に処せられたとき (規則第18条第2号)</p> <p>9 拘禁刑以上の刑に処せられその執行が終わっていないとき、又はその執行を受けることがなくなってから2年以上経過していないとき</p> <p>●成年被後見人等の通知を受けたとき (規則第18条第3号)</p> <p>10 責任技術者が成年被後見人、被保佐人又は破産者の通知を受けたとき。</p> <p>●不適切な行為 (規則第18条第4号)</p> <p>11 不適切な行為の内容に応じて措置内容を、「下水道指定排水設備工事業者等審査委員会」で審査する。</p>	<p>処分を決定した日から</p> <p>(1) 業務停止 60 日間</p> <p>(2) 1 回目書面による警告 2 回目業務停止 30 日間 3 回目業務停止 60 日間 4 回目以上の業務停止は、回数が増える毎に 30 日間を加える。</p> <p>業務停止 再登録されるまでの期間。</p> <p>業務停止 復権し再登録されるまでの期間。</p>

措置要件取扱規定

- 1 同時に複数の措置要件5に該当するときは、各々の停止期間を加算する。
ただし60日間を最長とする。措置要件6に該当するときは要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものを業務停止期間とする。
- 2 業務停止処分の期間が経過後、再度処分を行うときは、処分後2年間を経過していない停止期間を加重し、180日間を越える停止期間となった場合は、指定取消し処分とする。なお、指定取消し日から2年間は指定の申請ができない。
- 3 前号の業務停止処分の期間が経過後（書面による警告にあっては当該処分が決定した日）から新たな処分を受けることなく2年間を経過したときは、処分の前歴を有しないものとして取り扱うものとする。
- 4 措置要件4、5、7（1）及び8（1）に該当する場合については、1回目は書面による警告を行い2回目から各々の停止期間を適用する。
- 5 措置要件6に該当する者は次の各号に定めるところによる。
 - （1）代表役員等 指定排水設備工事業者であり個人又は法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認められる肩書を付した役員を含む。）
 - （2）一般役員等 指定排水設備工事業者の役員（執行役員を含む）又はその支店若しくは営業所を代表する者で前号に掲げるもの以外のもの。
 - （3）使用人 指定排水設備工事業者の使用人で前号に掲げる以外のもの。
- 6 措置要件7（2）及び8（2）における措置内容の回数は、違反行為が発覚した時点で複数の該当物件があった場合でも、これらを1回として措置する。

様式第1号

事 実 確 認 書

年 月 日

(あて先) 千葉市長 様

排水設備工事業者
所在地
名称(商号)
代表者氏名
責任技術者

印
印

私は、下記のとおり違反を行ったことをここに本書をもって事実の確認を証します。

違 反 内 容

- 1 届出義務違反
措置要件4 () に該当
- 2 義務違反
措置要件5 () に該当
- 3 法令及び条例違反
措置要件7 ()、措置要件8 () に該当

違反工事箇所

施 工 場 所	施工主氏名	施 工 業 者 電 話 番 号

違反工事箇所

様式第2-1号

千建下営第 号
平成 年 月 日

排水設備工事業者
代表者氏名 様

千葉市長

千葉市指定排水設備工事業者（指定取消し・業務停止）通知書

このことについて、千葉市下水道指定排水設備工事業者の指定等に関する規則第15条第1項の規定により、（指定取消し・業務停止）をします。

記

（指定取消し・業務停止）日 年 月 日

業務停止の期間

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から 起算して3か月以内に行政不服審査法の規定に基づき、千葉市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に千葉市を被告として提起することができます。

様式第2-2号

千建下営第 号
平成 年 月 日

排水設備工事業者
責任技術者氏名 様

千葉市長

排水設備工事責任技術者業務停止通知書

このことについて、千葉市下水道指定排水設備工事業者の指定等に関する規則第18条第1項の規定により、業務停止をします。

記

業務停止日 年 月 日

業務停止の期間

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から 起算して3か月以内に行政不服審査法の規定に基づき、千葉市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に千葉市を被告として提起することができます。

様式第3号

千建下営第 号
年 月 日

責任技術者 様

千葉市長

警 告 書

あなたは、このたび千葉市指定排水設備工事業者指定取消し等措置要綱の措置要件に該当するため文書による警告をします。

今後、再度このような措置要件に該当するときは、業務停止処分となるので申し添える。

該当理由（法令及び条例違反）
措置要件 8（2）

備 考 新たな処分を受けることなく2年を経過したときは、処分の前歴を有しないものとして取り扱うものとする。